

2018年4月10日

「気候変動適応法案」趣旨説明質疑

立憲民主党・市民クラブ
衆議院議員 堀越 啓仁

立憲民主党・市民クラブの堀越啓仁です。

まず、冒頭、一言申し上げなければなりません。現在の政治状況を、安倍・自公政権はどう考えているのでしょうか。目を覆いたくなるばかりの惨状が日々繰り返されています。

あってはならない口裏合わせに、決裁文書の改ざん。

繰り返される日報の隠ぺいに、口先ばかりの大臣指示。

労働局長の暴言・恫喝に、教育現場への圧力。

さらに、今朝の新聞において、加計学園の獣医学部新設は「首相案件」であると当時の首相秘書官が発言したとの報道がありました。これまでの首相の説明とは食い違ふ、新たな疑惑がまた発覚したのです。

政府を厳しく質さなければならない大問題が、これほど次から次に出てくる事態が、未だかつてあったでしょうか。

カジノや高プロ導入、放送法改正などには全力を注ぎ、改ざんや隠ぺい問題に関しては、その場しのぎの対応しかしていないと映るのは私だけではないはずです。

総理は先日、新人の公務員の皆さんを前に、『『高い倫理観』の下、細心の心で仕事に臨め』と訓示されました。「高い倫理観」を持つべきは、安倍政権とその取り巻きの皆さんです。

今回の惨状は、その場限りで終わらせていい話ではありません。

大多数の一生懸命まっとうな仕事をしている公務員の皆さん、自衛隊員の皆さん、教育現場の皆さん、働く現場の皆さんの為にも、問題を根っこから正していかなければなりません。

今のこの緩みきった安倍政権に、徹底調査だの再発防止だのを言う資格は、全くありません。第三者機関を設け、これらの問題に対する原因究明と、再発防止に与野党を超え、立法府挙げて、取り組んでいくことが何よりも大事です。冒頭、敢えて指摘をさせていただきます。

それでは、ただいま議題となりました気候変動適応法案について、会派を代表して質問いたします。

去る 3 月 22 日、世界気象機関は、2017 年に世界各地でハリケーンや洪水などの気象災害が多発し、その経済損失が過去最高の 3,200 億ドル、日本円にして約 34 兆円にも上ったという試算を公表しました。暑さによる疾病・死亡のリスクも 1980 年以降増大傾向にあります。ソマリアでは、干ばつによる食糧不足で 89 万人を超える国内の避難民が発生し、アジア諸国等では洪水が農業に甚大な被害をもたらしています。また、2016 年には、気象災害により、世界で 2,350 万人もの人々が避難民になったとされています。

日本においても、気候変動の影響はすでに現れています。高温による米や果実の品質低下、大雨の頻発に伴う水害・土砂災害・山地災害の増加、熱中症搬送者数の増加や感染症拡大への懸念などを、ニュースなどで目にする機会が増えています。

このように世界の各地で気候変動による悪影響が深刻化し、各国が世界全体で必要とする削減目標に基づいた政策を打ち出しています。特に先進国は野心的な省エネルギー目標と再生可能エネルギー導入目標を掲げ、世界はパリ協定に真摯に取り組んでいます。

ところが、安倍政権の温暖化対策に後ろ向きの姿勢は、まず手続きにおいてパリ協定の第 1 回会合に、批准国として参加することが、到底できないスケジュールで、条約を国会に提出したところからも明らかであります。

加えて、安倍政権は省エネも再エネ目標も中途半端で、対策強化をできない言い訳ばかりを並べ、温暖化対策に極めて後ろ向きであります。国内対策では、原発と石炭火力発電に固執しすぎています。

原発ゼロでも、徹底した省エネルギーと 再生可能エネルギーの最大限の導入で、現在の目標以上の CO2 削減は可能です。

そして、日本の対策の遅れで、世界では罪のない人々が住む場所を奪われ、伝統や文化も奪われ、尊い命をも奪われていくのです。にもかかわらず、安倍政権は、成長戦略の柱として原発や「高効率型」石炭火力発電所の輸出を推進するなど、世界の流れに完全に逆行し、世界の失笑を買っています。

このままでは、日本の産業は温暖化対策が遅れ、国際的な競争力も失ってしまいます。気候変動の緩和策を講じ、その影響に適応していくことは、世界においても、日本においても、喫緊の課題です。

(適応計画の法定計画化が遅れた理由)

このような状況で、本法案が今国会に提出されました。適応については、これまで委員会の質疑や附帯決議などにおいて、何度も早期法制化が求められてきており、2016 年の地球温暖化対策推進法改正案の審査時には、適応の法制化を内容とする修正案を提出いたしましたが、与党の賛同はいただけませんでした。

政府は、温室効果ガスの削減、つまり「緩和策」と、気候変動の影響への「適応策」とを、気候変動対策の車の両輪として取り組んでいくこととしていますが、「適応策」の重要性を認識し、これを緩和策と両輪で進めていくという考えであれば、当初から適応の計画を法律に基づく法定計画として策定すべきであったと考えます。なぜ今まで出来なかったのでしょうか。環境大臣のご見解を伺います。

（脱炭素化の推進は、最大の適応策）

この、「適応策」の重要性を踏まえた上で、本法案の審議に当たり、気候変動対策は、最大限の緩和策の実施が大前提であるということを申し上げたいと思います。

「適応策」は、気候変動の影響に対応して実施されるものですが、温室効果ガスの削減を最大限行うことにより、その影響を極力抑えることが期待できます。つまり、「予防に勝る治療なし」という事です。

「緩和策」を強化することは、気候変動の影響と被害を未然に回避する最大の「適応策」であるとも言えますが、環境大臣のご所見を伺います。

「緩和策」と「適応策」は車の両輪とされていますが、その位置付けは本法案に規定されておらず、また「緩和策」の強化が「適応策」に資するという視点のない本法案では、包括的な気候変動対策の方針を描くことが出来ません。

このため、本法案において、「緩和策」をさらに強化して影響を最小化させる必要があることを明示し、気候変動によるリスクを回避するために取るべき緩和策についてフィードバックすることを、法に明確に位置付ける必要があると考えますが、環境大臣のご見解を伺います。

（企業などの各主体の気候変動リスク評価情報の横断的な収集・把握）

次に、気候変動リスク評価情報の横断的な収集・把握について伺います。

不確実性を伴う気候変動の影響についての的確な評価を行っていくためには、気候変動リスクに関するデータが、詳細かつ十分に収集されることが必要とされます。

そのためには、まず、企業や自治体などが、それぞれの事業活動や事務における気候変動によるリスクを把握することが基本であり、企業などが把握したこれらの情報を、国に集約し、整理・分析していくことが必要であると考えます。

そこで、企業にはリスク把握に伴って収拾する情報の定期的な提出、国には提出情報を含む気候変動リスク評価情報の集約・整理・分析や企業への情報提供を義務付けるとともに、かかる情報に基づき、全省庁あげての横断的な気候変動対策に関する施策の推進が行われるよう、その趣旨を本法案に明記すべきであると考えますが、環境大臣のご所見を伺います。

(適応策の名の下の無駄な公共事業のチェックと排除)

また、「適応策」は、国民の生命や財産を将来にわたって守っていくために必要不可欠ですが、他方、「気候変動の適応策」という名の下に、無駄な公共事業が行われる事態を招いてはならないことは当然です。

このため、「適応策」の実施に当たっては、必要性や緊急性に照らした上で、事前事後に厳しく事業の評価を行い、必要のない事業による予算の無駄遣いを防止するための仕組みを、導入することが不可欠であると考えますが、環境大臣のご所見を伺います。

(気候正義の観点を重んじた途上国支援の必要性)

次に、気候変動に係る途上国支援について伺います。

我々が、日々享受している豊かさは、誰かの犠牲の上に成り立つものであってはならないと考えます。

国際 NGO オックスファムの調査では、世界の中でも裕福な層の上位 10 パーセントの人々は世界の温室効果ガス排出量の約半分を排出し、気候変動に対して脆弱な国や地域で暮らす世界の半数の人々は、約 10%しか排出していないと報告しています。たった 1 割しか排出していない、世界の半数の人々の生計手段は、主に農業や漁業など自然に左右されるものが多いため気候変動の影響を直接受けやすく、加えて、気候変動に適応するための能力・資金・技術を十分には得られません。また、実際に被害を受けたとしても逃げるすべを持たない人々も多く、気候変動による難民、いわゆる気候難民は大変な困難に陥っています。

こういった不公平性を正していこうとする考え方である、気候正義に基づき、緊急かつ必要性の高い支援に優先度をおきながら、途上国支援や国際協力を進めるべきと考えますが、外務大臣のご見解を伺います。

その上で、今後、本法案に基づき、途上国に対してどのような支援策を講じようと考えられているのか、重ねて伺います。

(2030 年度の温室効果ガス削減目標の引き上げと脱石炭火力及び最大限の再エネ導入の必要性)

パリ協定は、世界の平均気温の上昇を産業革命以前より、2 度以下に抑えることを目標とし、さらには 1.5 度以下に抑えることを努力目標としています。各国の削減目標を積み上げても、パリ協定の目標と、現実の間には大きなギャップがあることが確認されている中で、世界第 5 位の温室効果ガス排出国である日本の削減目標 26%は、極めて不十分なものです。「緩和策」の強化が最大の「適応策」であるという観点からも、これを引き上げる必要があると考えますが、環境大臣のご見解を伺います。

現在、日本では 40 基以上の石炭火力発電所の新・増設計画があるとされていますが、石炭火力発電は、たとえ高効率なものであっても、従来型 LNG 火力のおよそ 2 倍の CO₂ を排出するため、これらの計画がすべて実行されれば、削減目標 26% の達成は極めて困難となります。

世界的に見ても、石炭火力発電については投資撤退、いわゆる「ダイベストメント」の動きに見られるように、抑制する流れとなっていますが、日本は逆に、石炭火力発電をインフラ輸出戦略として推進してしまっています。

立憲民主党は、「パリ協定の目標の実現に向け、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの最大限の導入、化石燃料、特に石炭依存からの脱却などにより、2050 年に 80% 以上の温室効果ガス削減を目指す」ことを、党の基本施策として掲げています。

石炭火力発電の輸出を止め、国内における新增設を安易に認める政策を根本から見直し、石炭火力ではなく、経済活性化、未来への投資として、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めるための施策推進へ、早急にシフトしていく必要があると考えますが、経済産業大臣のご認識を伺います。

終わりにあたり一言申し上げます。

私は、小学校 4 年の時に得度をし、28 年間、天台宗の僧侶として生きてきました。

仏教では「山川草木悉皆成仏」という言葉があり、山や川、草木、など自然環境そのものが、人間と同じく仏さんの性質を宿している、だからすべて尊い、大事にしていかなければならない、という教えです。

この言葉は、これからの日本が持続可能な社会を実現していくために、積極的な地球環境問題への取り組みは必然であると教えてくれています。

人類がいま直面している危機的な気候変動問題については、与野党問わず、省庁問わず、全力で取り組むことを心から切望し、私の質問を終わります。

ありがとうございました。